

令和7年度保育所等における虐待の状況について

1 要旨・目的

児童福祉法等に基づき、令和7年度の県内の保育所等における虐待の状況等について報告する。

2 現状・背景

児童福祉法等が改正され、虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、令和7年10月1日から、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設され、都道府県は、毎年度、市町から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表することとされたため。

3 概要

(1) 調査対象

県内の保育所等※¹の職員等による虐待

※1 対象施設・事業

保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、児童館、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業、認可外保育施設

(2) 調査期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日

(3) 調査結果

①虐待案件の状況

通報 件数※ ²	令和7年度 要対応件数 (A+B)	前年度以前 継続件数 (A)	令和7年度 新規件数 (B)	虐待 該当	非該当	判断 不可	要対応件数の うち、事実確認 を継続中の件数
25件	25件	—	25件	3件	16件	5件	1件

※2 監査等で所管行政庁が自ら虐待等の疑いを把握したものを含む。

②虐待及び措置状況

施設等の種別	保育所（2件）、小規模保育事業（1件）
虐待の類型 （重複あり）	身体的虐待（3件）、ネグレクト（2件）、心理的虐待（2件）
子供の性別	男子（14名）、女子（4名）
子供の年齢層	0歳児（4名）、3歳児（2名）、4歳児（4名）、5歳児（8名）
虐待を行った職員等の職種 （主な職種を計上）	保育士（10名）
都道府県又は市町村が講じた措置等※ ³	改善勧告〔児童福祉法、認定こども園法※ ⁴ 〕（2件） 改善命令〔児童福祉法、認定こども園法〕（1件）

※³ 改善勧告：法令等に定める基準に達しない運営をしている施設等の設置者に対し、必要な改善を勧告する行政指導

改善命令：施設の設置者が改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合に改善を命じる行政処分

※⁴ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(4) 今後の対応

虐待の未然防止・早期発見とともに、虐待を受けた児童への適切な対応が行えるよう、引き続き市町及び保育所等関係機関と連携して、次の取組を推進する。

- ホームページ等により、県民、施設等に法の趣旨や相談窓口等について周知し、通報義務等の定着を促進する。
- 市町担当者を対象とした、対応力向上のための研修を実施する。
- 保育所等への指導監査時における虐待防止に関する助言・指導を行う。